

# 日本学生支援機構奨学金

## 「在学猶予願」の提出について

奨学金の貸与終了後、「在学猶予願」を提出することにより、卒業（修了）予定期まで返還が猶予されます。

★スカラネットパーソナルから提出して下さい★

※ 提出に必要な学校番号と区分コードは次の通りです。

学校番号 : 109004  
区分コード : 00

「在学猶予願」の提出期限：奨学金の貸与終了翌月20日まで！

### ◇佐賀大学へ4月に入学（大学院に進学）した場合

- 猶予期間：最短卒業（修了）予定期まで
- ※ 「予約採用候補者」で入学後に「進学届」を提出する際に、前奨学生番号を入力すると「在学猶予願」を提出する必要はなくなります。
- ※ 大学院予約採用申請者で「不採用」となった場合は「在学猶予願」を提出して下さい。

### ◇奨学金を辞退した場合、廃止になった場合

- 猶予期間：辞退、廃止となった時から最短卒業（修了）予定期まで

### ◇留年、留学等により最短修業年限を超える場合

- 猶予期間：4月～翌年3月分までの1年間（卒業まで毎年提出が必要です）

（注意）

- 「在学猶予願」を提出しない場合、貸与終了翌月から数えて7ヶ月後に返還が開始されます。（在籍していても返還は開始されます。）
- 「在学猶予願」は毎月20日以降大学で処理を開始しますが、みなさんが「在学猶予願」を提出後、日本学生支援機構で承認されるまで時間がかかりますので、在学猶予を希望されるかたは速やかに届け出てください。

